

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [全体像編]

NO. 1

検討項目	全体像
論 点	<input type="checkbox"/> 基本的に市民参加手続、住民投票、協働の3本柱に総則を加えた構成でよいですか。 <input type="checkbox"/> 他に必要、もしくは不要と思われる項目はありますか。

参考:他の自治体では

全体像

- ①総則・・・条例の目的や用語の定義などを定めます。
- ②市民参加手続・・・市民参加の対象や方法、マッチングルールや政策提案制度、条例の検証方法などを定めます。
- ③住民投票・・・投票の対象、投票を発議できる者、投票資格要件や投票結果の取り扱いなどを定めます。
- ④協働・・・市民と行政が対等な立場で補完しあいながら、共通の目的のために取り組む活動に対し必要な事項を定めます。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
①総則	○	○	○	○	○	○	○
②市民参加手続	○	○	○	○	○	○	○
③住民投票※	別条例	別条例 (未制定)	○	別条例	別条例 (未制定)	—	別条例 (未制定)
④協働	—	※1	—	※2	—	—	—

※1 は、協働を推進するため、市が行う事業を規定しています。

※2 は、市民自治活動の支援と協働の原則を定め、コミュニティとの協働を推進する上での執行機関の施策について規定しています。

参考:岩倉市の場合

①総則

○岩倉市自治基本条例に定まっている用語の定義に従い条文を作成します。新たに定義が必要な用語はこの条例にて定義していきます。

②市民参加手続

○審議会への市民委員公募やパブリックコメント手続などは、既に岩倉市でも取り組まれていますが、規定するルールは特にありません。担当課の判断によりますので統一したルールが必要です。

③住民投票

○岩倉市自治基本条例第12条で、常設型の住民投票条例を策定することが規定されています。

④協働

○平成23年度に岩倉市市民協働ルールブックを策定していますが、強制力はありません。

○岩倉市自治基本条例では、第4条で5つの自治の原則を規定していますが、そのうちのひとつに「協働の原則」があり、「市民、議会及び執行機関は、協働してまちづくりを推進します。」と記述されています。また、第3章では、「協働の仕組み」として第10条から第13条を規定しています。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 2

検討項目	市民参加の手続の対象
論点	<input type="checkbox"/> 市民参加の手続が必要だと思えるものは何ですか。 <input type="checkbox"/> 市民参加の手続になじまないと思えるものは何ですか。

参考:他の自治体では

市民参加の手続の対象として検討する項目を①～③まで列挙しました。解説を参考に手続きするべきもの、なじまないものを検討していきます。

検討する項目	他の自治体の解説
①総合計画や行政各分野の基本事項を定める計画の策定または変更	(大和市) ・「総合計画」とは、市政運営における基本理念、目指すまちの姿、行政経営の方針などを定めた「基本構想」、基本構想を実現するための目標や施策の方向性を定めた「基本計画」、基本計画に掲げた目標を達成するための具体的な事業とその展開方法を定めた「実施計画」のことをいいます。 ・「市の基本的な事項を定める計画等」には、分野別の基本計画である「環境基本計画」「地域保健福祉計画」「都市計画マスタープラン」などのほか、長期的な視点に立って市の方向性を示す「男女共同参画プラン」「次世代育成支援行動計画」などがあります。
②基本方針等を定める条例の制定・改廃	(大和市) ・「自治基本条例」「情報公開条例」「個人情報保護条例」「新しい公共を創造する市民活動推進条例」「環境を守り育てる基本条例」やこの「市民参加推進条例」などがあります。
②-1 市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定・改廃	(大和市) ・「文化財保護条例」「廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例」「自転車等の放置防止に関する条例」などがあります。
③公共施設建設の基本計画策定	(大和市) ・学校、道路、公園、コミュニティセンターなどがあります。 ・「設置に係る計画等」とは、施設を新しく作る場合の基本構想、基本計画、基本設計などをいいます。
④市民生活に大きな影響を及ぼす制度	(大和市) ・各種施設の使用料金の設定、通学区域の設定、住民投票制度などがあります。
⑤市民生活に大きな影響を及ぼす事業	(大和市) ・土地区画整理事業、再開発事業などがあります。

参考:他の自治体では

<p>⑥行政評価</p>	<p>(江南市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 江南市戦略計画の進行管理を行うため、行政評価を実施しています。行政評価は、まちづくり評価・施策評価・事務事業評価の3つの仕組みで構成されています。現在、まちづくり評価の段階で、公募市民、各種団体の代表者、学識経験者等で構成された“江南市まちづくり会議”による評価が行われています。
<p>⑦軽易なもの</p>	<p>(大和市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例等で法令を引用している場合に、法令の改正によって、引用部分の条・項などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などをいいます。
<p>⑧緊急に行わなければならないもの</p>	<p>(大和市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民参加の手続を行ってからでは間に合わない、効果が損なわれるなど、執行機関が緊急に対応しなければならないものについては、市民参加の手続を行わなくてもよいものとしします。例えば、災害などが発生したときに、すぐに執行機関として意思決定をし、対応しなければならない場合などが考えられます。
<p>⑨法令の規定により実施の基準が定められていて、その基準に基づき行うもの</p>	<p>(大和市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本の交付手数料の額などを全国的に統一されている標準事務手数料に設定する場合や市税の税率を地方税法に定められている標準税率に設定する場合などがあります。
<p>⑩市の機関内部の事務処理に関するもの</p>	<p>(江南市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 執行機関等の内部の事務においては、執行機関等が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、市民参加を行わないことができることとしたもので、職員人事や会計に関する事務処理、職場の安全衛生管理などです。
<p>⑪市の権限に属さない事項</p>	<p>(江南市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や県の権限に属する事項や市議会の運営に関する事項など、執行機関等が自ら実施主体となり得ないものです。
<p>⑫特に必要と認められるもの</p>	
<p>⑬対象事項以外のものについても、市民参加の対象とすることができる</p>	<p>(大和市)</p> <ul style="list-style-type: none"> 執行機関が最低限市民参加の手続を行わなければならない事項を定めています。しかし、それ以外でも市民の意見を取り入れた方がより良い内容になったり、より円滑に事業が実施できるものなどについては、市民参加の手続を行うよう努める必要があります。

参考:他の自治体では

[表の見方]○は市民参加手続の対象とするもの、▲は対象としないもの。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
①	○	○	○	○	○	○	○
②	○	○	○	○	○	○	○
②-1	○	○	○	○	○	○	○
③	○	○	○	○	○	○	○
④	○	○	○	○	○	○	○
⑤	○	—	—	—	—	—	—
⑥	—	—	—	—	○	—	—
⑦	▲	▲	▲	—	▲	—	▲
⑧	▲	▲	▲	▲	▲	—	▲
⑨	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
⑩	—	—	▲	▲	▲	▲	▲
⑪	—	—	▲	—	▲	—	—
⑫	—	—	—	—	—	○	—
⑬	○	○	○	○	○	○	○

参考:岩倉市の場合

① 総合計画や行政各分野の基本事項を定める計画

○総合計画

第4次岩倉市総合計画	
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
基本構想	平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間で、岩倉市の現状や課題、可能性などを踏まえ、今後のめざすべき将来の都市像、今後10年間のまちづくりの基本理念などを示しています
基本計画	平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間で、基本構想に基づき、岩倉市の将来人口及び土地利用方針を示すとともに、基本構想を実現するために各分野において実施すべき施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにしたものです。また、平成26年度及び27年度の2か年にて内容の見直しを予定しています。

○行政各分野の基本事項を定める計画

岩倉市行政経営プラン（行政課）	行政改革の取組の方向性を示す羅針盤として策定しています。また、その内容を実現するために具体的な取組内容等を示した「行政経営プラン行動計画」を策定しています。
岩倉市環境基本計画（環境保全課）	「岩倉市環境基本条例」に基づき、市民、事業者そして市がそれぞれの役割を果たすことで、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を進め、自然と調和した生活環境を築きあげるための計画として策定しています。
岩倉市高齢者保健福祉計画（介護福祉課）	介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画を一体化した計画です。

岩倉市都市計画マスタープラン（都市整備課）	都市づくり具体的な将来ビジョンを確立し、個別の都市計画の指針として地区別の将来像を具体的に示し、地域における都市づくりの課題とそれに対応する整備の方針を明らかにした都市計画に関する最も基本的な計画です。
岩倉市男女共同参画基本計画（生涯学習課）	男女共同参画社会基本法第14条の3に基づいて定めた岩倉市における男女共同参画の基本的な計画です。岩倉市における男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を位置付けています。

②基本方針等を定める条例

岩倉市自治基本条例（企画財政課）	岩倉市における自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的とします。
岩倉市個人情報保護条例（行政課）	個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利及び利益を保護するために必要な事項を定めるものです。
岩倉市環境基本条例（環境保全課）	現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与するために、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項に関し必要な事項を定めるものとします。
岩倉市子ども条例（児童家庭課）	児童の権利に関する条約を基本に、子どもの権利を保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策について必要な事項を定めることにより、子どもに対しやさしいまちの実現をめざします。

②-1 市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例

岩倉市清潔で美しいまちづくり条例（環境保全課）	清潔で美しいまちづくりの推進を図り、もって良好な生活環境の確保を図るため、必要な事項を定めるものです。
岩倉市文化財保護条例（生涯学習課）	文化財保護法の規定に基づき、岩倉市の区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としています。

③公共施設建設の基本計画

岩倉市庁舎建設基本構想・基本計画	現在の市庁舎建設時に策定したもの。
新岩倉市立給食センター建設基本構想及び基本計画	平成27、28年度に建替え予定の給食センターの建設のために策定したもの。

⑥行政評価

○岩倉市では、業務の改善・改革による効率化の推進、わかりやすく透明性の高い市政運営の実現を目的とし、施策評価を導入しています。第4次岩倉市総合計画では、具体的な指標（数値目標）が掲げられていますが、施策評価はこの総合計画の進行管理ツールとしても実施しています。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

NO. 3

検討項目	審議会
論点	<input type="checkbox"/> この手続は市民参加手続として必要ですか。 <input type="checkbox"/> 審議会に市民はどれくらい入るべきだと思いますか。 <input type="checkbox"/> 会議の公開についてどうすべきだと思いますか。

参考:他の自治体では

市民参加手続の方法

審議会

(大和市)

- ・「審議会等」は専門的立場からの意見を聴くという目的がありますが、委員に市民を含めることで、行政運営に直接市民の意見を反映させる重要な方法のひとつとなります。

① 審議会に公募委員がいるか

② 公募委員の数

- ・公募委員の数を努力義務として規定しているケースが多くあります。
- ・努力義務としているのは、その審議会等が個人のプライバシーに関わることを審議したり、高度に専門的な知識が要求されるような公募になじまない場合や、公募しても応募者がいなかった場合などの例外が想定されるからです。

③ 選考に当たって留意点

- ・様々な立場やいろいろな経験を持った市民が多様な意見をもとに議論するために、年齢構成、男女比、委員の任期、兼職状況などに配慮するように規定しています。

④ 選考された委員の氏名、任期、選任区分の公表

- ・市民の責務として自らの発言と行動に責任を持ち、また、審議会等の運営について透明性を確保するために公募委員についての公表を規定しています。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
① 公募委員	○	○	○	○	○	○	○
② 委員の数	原則 1/3以上	原則 1/3以上	人数の規定 なし	人数の規定 なし	原則 1人以上	—	人数の規定 なし
③ 選考 留意点	男女比 年齢 在職期間 兼職状況	男女別 年齢層 在職年数 地域性 兼職状況	男女比 年齢構成 在職年数地 域構成 兼職状況	性別 年齢構成 在任期間 兼職状況	男女比 在職期間 兼職状況	—	男女比 年齢構成 在職期間 兼職状況
④ 公表	氏名 選任区分	氏名 選任区分任 期	氏名 選任区分任 期	—	氏名 選任区分	—	氏名 選任区分任 期

参考:他の自治体では

会議の公開

(大和市)

- ・審議会等の会議を公開することで、その審議会等が形式的なものになっていないか、会議でどんな議論がされたかを、市民は傍聴し確認することができます。
- ・ただし、すべての審議会等が公開されるのではなく、条例等で公開しないことが定められているものや個人のプライバシーにかかわる内容を審議するものなどは、公開しないことができます。

①審議会の会議を公開するか

②開催日時等の告知

③告知の時期・方法

④非公開とする場合

どういった場合に非公開とするかについて規定しています。

⑤会議録

運営の透明性の確保や審議会と市民との情報共有のために、会議録を作成し公表することについて規定しています。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	安城市
①	公開	公開	公開	公開	公開	公開
② 告知事項	開催日時 開催場所 議題 傍聴手続	会議名 日時 場所 議題	日時 場所 傍聴手続	開催日時 場所 議題 傍聴手続	会議名称 開催日時 開催場所 議題 傍聴手続 傍聴定員	日時 場所 議題
③ 時期方法	あらかじめ	1週間前 広報紙、HP	あらかじめ	—	—	—
④ 非公開について	条例に規定 非公開情報を含む	非公開とすることができる	法令に規定 不開示情報含む 公開で運営に支障	公開しないことができる	法令に規定 個人情報にかかわる 公開で運営に支障	法令の規定 非公開情報を含む 公開で運営に支障
⑤ 会議録	作成 すみやかに 非公開情報を除く	作成 速やかに 不開示情報を除く	作成 不開示情報を除く	作成 非公開情報を除く	作成 日時場所 出席者氏名 傍聴人数 議題 資料 内容・経過 結論	作成 すみやかに

※稲沢市については、会議の公開について規定していないため表から除いています。

参考：岩倉市の場合

- 審議会、検討委員会等で市民公募委員を入れる取り組みはしています。
- 下記の審議会等については、それぞれの条例で規定されています。

(単位：人)

審議会名	全委員数	うち市民委員	うち公募委員
岩倉市自治基本条例審議会	10	9	4(2)
岩倉市行政経営プラン推進委員会	10	8	4(2)
岩倉市環境審議会	12	3	—
岩倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	13	5	—
岩倉市都市計画審議会	15	8	—
岩倉市情報公開・個人情報保護審査会	7	7	—

※()は市民登録制度

- 市民参加条例検討委員会には、市民委員は6人で、うち市民公募委員が3人います。
- 会議の公開及び傍聴のルールは、全庁的に統一されたものではありません。

（仮称）岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 4

検討項目	意向調査・アンケート
論 点	<input type="checkbox"/> この手続は市民参加手続として必要ですか。 <input type="checkbox"/> 市民が利用しやすいですか。 <input type="checkbox"/> 執行機関はこの手続を実行できますか。

参考：他の自治体では

市民参加手続の方法

意向調査・アンケート

（大和市）

- ・「意向調査」は短期間で多くの回答を得られ、市民の意向を統計的に知ることができます。
- ・市民からの回答を求めるだけでなく、対象事項の内容によっては設問を作成する段階から市民参加を図ることも必要です。

（江南市）

- ・市の政策を策定するに当たり、執行機関等が調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求め、その結果を公表する一連の手続をいいます。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
意向調査・アンケート	○	-	-	○	○	-	-

参考：岩倉市の場合

○市民意向調査・各種計画策定時アンケート

区 分	対象	配布数	有効回収数	有効回収率 (%)	期間	調査方法
市民意向調査	在住 20 歳以上 層化無作為	4,000	2,229	55.7	23 日間	郵送による 配布回収
環境基本計画	在住 15 歳以上 無作為	1,000	464	46.4	20 日間	郵送による 配布回収
	市内事業所 無作為	100	48	48.0	20 日間	
高齢者保健福祉計画	一般高齢者	1,000	659	65.9	15 日間	郵送による 配布回収
	在宅認定者	1,128	624	55.3		
	介護支援専門員	31 事業所	61	-		
	介護サービス提供事業所	104	69	69.3		

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 5

検討項目	公聴会・意見交換会・説明会・市民懇談会
論点	<input type="checkbox"/> この手続は市民参加手続として必要ですか。 <input type="checkbox"/> 市民が利用しやすいですか。 <input type="checkbox"/> 執行機関はこの手続を実行できますか。

参考:他の自治体では

市民参加手続の方法

①公聴会

(流山市)

- ・公聴会は、市の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民等の意見を聴くために市が開催する会議をいいます。

②意見交換会・説明会・市民懇談会

(大和市)

- ・市民と執行機関、市民同士が直接対面して議論することができることから、きめ細かな説明ができたり、意見に対する考え方が明確に伝わるという利点があります。

(北広島市)

- ・「市民説明会」とは、対面方式により一定の会場において、参加した市民に対して市の機関が政策等の案などについて説明を行い、その内容について市民と市の機関、市民同士の意見交換を目的とする集まりをいいます。
- ・市民説明会の実施時期としては、企画・立案から決定に至るまでの過程で、早い時期から中間の企画立案過程に開催するのが効果的です。

(江南市)

- ・市民懇談会は、政策案について、直接市民の意見を聞くことができるとともに、意見を交換することができる効果的な市民参加の方法です。また、執行機関等が政策案についての説明を直接行うため、詳しい説明が可能となり、市民の理解を深める効果もあります。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
①公聴会	—	○	○	—	—	—	—
②意見交換会 説明会 市民懇談会	○	○	—	○	○	—	—

※説明会は北広島市を参照しました。

参考：岩倉市の場合

- 「市政懇談会」として、以前は年1回、行政と市民が意見を交換する機会を設けていましたが、平成21年度以降は「岩倉市タウンミーティング」として実施しています。
- 「岩倉市タウンミーティング」は、市政広聴活動の一環として、市政に対する提案や意見等を市民から直接聴き取り、今後の市政運営に役立てるため、市長等が出席し実施しています。市民と市長等が対話をするを目的に、行政区または公益的団体が主催し、10人以上の参加者で実施されるものです。平成25年度は4回実施しました。
- 「企業懇談会」として、年1回、企業・公共団体等の代表者が出席し、率直な意見、情報の交換を行い、相互の協力、連携活動を進めることを目的に実施しています。平成25年度は16の企業等が出席しました。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 6

検討項目	意見公募（パブリックコメント）手続
論 点	<input type="checkbox"/> この手続は市民参加手続として必要ですか。 <input type="checkbox"/> 手続に際し、市民にはどんな情報が必要ですか。 <input type="checkbox"/> どのように意見を提出しますか。 <input type="checkbox"/> 公募期間は何日くらいがいいですか。 <input type="checkbox"/> どんな人が意見を公募できますか。 <input type="checkbox"/> 結果をどのように扱いますか。 <input type="checkbox"/> 再度の意見公募は必要ですか。 <input type="checkbox"/> 執行機関はこの手続を実行できますか。

参考：他の自治体では

市民参加手続の方法

意見公募（パブリックコメント）手続

（大和市）

- ・「意見公募手続」を実施することにより、行政運営の公正性と透明性の向上を図り、市民への説明責任を果たすことができます。
- ・「意見公募手続」は計画等の案の内容を多くの市民に知ってもらうとともに、誰でも簡単に参加できるという利点があります。

①パブリックコメント手続

②公表事項

- ・案のほか、対象事項の案を作成する際に整理した執行機関の考え方をまとめたものや、市民が対象事項の案を理解するために必要なわかりやすい資料などを公表します。

③意見の提出方法

- ・(1)郵便等、(2)ファクシミリ、(3)電子メール、(4)執行機関が指定する場所への書面の持参、(5)その他などが挙げられます。

④意見の提出期間

- ・執行機関が公表した案に関して、市民が十分に検討する時間が必要です。

⑤提出者の氏名等を明らかに

- ・意見に対する責任の所在を明らかにし、この条例に定める市民の要件を満たしているかを確認するため、意見を提出する際に住所や氏名等を明らかにすることとします。

⑥結果の公表

- ・提出された意見とともに、その意見を案に反映したかどうか、また、なぜそのような対応をしたかをホームページなどで公表します。
- ・複数の市民から同じような内容の意見が提出されたときは、それらを取りまとめて公表することとします。

⑦再度の意見公募

- ・意見公募手続を実施したことにより、執行機関が当初全く考えていなかった論点が指摘されたり、気付かなかった重要な事実が明らかになり、公表した案の趣旨や基本的な考え方までが修正された場合などは、意見公募手続を再度実施します。

参考:他の自治体では

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
① 手続きの有無	○	○	○	○	○	○	○
② 公表事項	案 資料 趣旨・背景 提出先・期限 その他	資料 趣旨・背景 市の考え方 提出先・期限	資料 提出先・期限 その他	案 提出先・期限	案 資料 趣旨・背景 提出先・期間 その他	— (規則に規定)	案 資料 趣旨・背景 提出先・期間
③ 意見の提出方法	郵便 FAX 電子メール 持参 その他	郵便 FAX 電子メール 持参	—	別に定める	可能な限り多様な方法により行う	—	
④ 意見の提出期間	30日以上	30日以上	20日以上	—	30日未満	—	30日以上
⑤ 提出者の氏名等	明らかに	明らかに	明らかに 市民に限定	—	明らかに	—	—
⑥ 結果の公表	すみやかに 題名 公表の日 意見の概要 検討結果	意見の概要 市の考え方 修正内容	意見の概要 市の考え方 修正内容	意見の概要 市の考え方 修正内容	意見の概要 市の考え方	—	—
⑦ 再度の意見公募	規定あり	—	—	—	—	—	—

参考:岩倉市の場合

○岩倉市ではパブリックコメント手続のルールは統一されていません。

実施機会	期間	提出された意見の数	市の考えの公表
自治基本条例	15日間	6件	ホームページにより公表
第4次総合計画	14日間	6件	ホームページにより公表
環境基本計画	12日間	0件	ホームページにより公表
高齢者保健福祉計画	15日間	1件	ホームページにより公表

○各計画においての、パブリックコメント手続は担当課の判断により実施されています。

○提出方法は、郵便、FAX、電子メール、持参、市ホームページからの投稿フォーム等があります。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 7

検討項目	政策提案制度
論点	<input type="checkbox"/> この手続は市民参加手続として必要ですか。 <input type="checkbox"/> 提案型についてどう規定すべきですか。 <input type="checkbox"/> 市民が利用しやすいですか。 <input type="checkbox"/> 執行機関はこの手続を実行できますか。

参考:他の自治体では

市民参加手続の方法

政策提案手続

(大和市)

- ・ 政策提案手続は執行機関が行う政策に関し、市民自ら提案することができる制度です。
- ・ 市民から市民への説明や市民同士の議論などを通し、より建設的で質の高い提案がなされるように、少なくとも提案者を含め10人の賛同する市民の署名が必要です。
- ・ 法律等で提案の手続が定められているものは、それに基づいた手続で提案を行います。例えば、景観法による景観計画の提案や都市計画法による都市計画の決定等の提案などがあります。
- ・ 市民からの提案に対して、執行機関は様々な視点から総合的に検討することとします。これは、提案の内容に関係する部署だけでなく、組織を超えて検討することを意味します。

①連署

- ・ 提案のできる市民の要件を規定しています。

②提案型

- ・ 市民がいつでも自発的に執行機関に対して提案できる制度（自発型）のみ規定する場合と、執行機関が市民に対して具体的なテーマについて提案を求めることができる制度（公募型）を併せて規定する場合があります。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
① 連署	10人 以上	10人 以上	10人 以上 (18歳 以上)	コミュ ニティ	10人 以上 (18歳 以上)	なし	10人 以上
② 提案者	自発型	自発型 公募型	自発型 公募型	自発型 (協働事 業のみ)	自発型 公募型	—	自発型

参考:岩倉市の場合

○「市民の声・私の提案」では、市民の視点に立った市政運営を図り、市民等に対する説明責任を果たすために、「市民の声」として広く市民等の意見、要望等を把握しています。

また、「私の提案」として市民と行政が協働して市政運営を図り、まちづくりを進めていくため、広く市民等から市政への提案等を受け付けています。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 8

検討項目	市民登録制度
論点	<input type="checkbox"/> この手続は市民参加手続として必要ですか。 <input type="checkbox"/> 市民が利用しやすいですか。 <input type="checkbox"/> 執行機関はこの手続を実行できますか。

参考:他の自治体では

市民参加手続の方法

市民登録制度

(大和市)

- ・これまで参加する市民が固定化したり、参加したくても情報が十分に行き渡らないという問題がありました。市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、あらかじめ登録した市民に市民参加に関する情報を提供する制度を設けます。
- ・市民参加に関する情報として、審議会等の委員の公募のほか、意見交換会等の開催や意見公募手続の実施などの情報を、登録者に郵便や電子メールなどで提供します。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
市民登録制度	○	-	-	-	-	-	-

※江南市では、条例に規定されていませんが、平成26年度より下記制度を行っています。
 「江南市市民参加手続に係る無作為抽出方式による市民参加（公募委員の募集及び選任）」

1. 目的

- (1) 市民参加の機会を拡大するため。（固定しがちな審議会等の公募委員において、新しい人材を登用する。）
- (2) 市民の多様な意見を聴くため。（積極的に意見を表明する市民以外の意見も聴く。）

2. 制度の概要

審議会等やワークショップ参加者の公募委員について、従来からある広報等による公募（一般公募）とは別に、無作為に抽出した市民から希望者を公募、名簿化し、その中から、適任者に依頼する制度。ただし、広報等による一般公募による選出を妨げるものではない。（併用可）

参考:岩倉市の場合

○岩倉市では、現在試行的に実施されています。市民意向調査等を実施する際、趣旨を説明した依頼文と葉書を同封し送付します。呼びかけに応じた市政に関心のある市民を市民登録委員としてリスト化し登録しています。審議会等があれば登録者リストから選考します。岩倉市行政経営プラン推進委員会、岩倉市自治基本条例審議会にて実際に採用しています。

(仮称) 岩倉市市民参加条例の検討手引き [市民参加手続編]

No. 9

検討項目	モニター、インタビュー、市民討議会（プラーヌクスツェレ）
論点	<input type="checkbox"/> この手続は市民参加手続として必要ですか。 <input type="checkbox"/> 市民が参加しやすいですか。 <input type="checkbox"/> 執行機関はこの手続を実行できますか。

参考:他の自治体では

市民参加手続の方法

①モニター

(鈴鹿市)

- ・ 市政メールモニター制度として、市政に関する簡単なアンケートや、防災・防犯など安全安心につながるメール、お出かけ情報など生活に役立つメールを、あらかじめ登録した人に対し送信するものです。通常のアンケート調査と比較すると若い世代の回答が多く得られる特徴があります。

②インタビュー

- ・ 各種団体や有識者などの一部の人の意見を反映させやすくなります。

③市民討議会（プラーヌクスツェレ）

(小牧市)

- ・ 無作為抽出で選ばれた市民にまちづくりの課題などについて話し合っただき、そこで出された意見や提言をまとめ、行政の施策に活かしていこうとするものです。
- ・ これまで行政に声を届ける機会の少なかったサイレントマジョリティーと言われる市民の参加を促し、その声を行政施策に反映させる手法として活用されています。
- ・ 討議の前には専門家や行政担当から討議の基礎となる情報を提供することにより、基礎知識を持たない市民も討議に公平に参加することができます。
- ・ 参加者には謝礼が支払われます。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
①モニター	—	—	—	—	—	—	—
②インタビュー	—	—	—	—	—	—	—
③市民討議会	—	—	—	—	—	—	—

参考:岩倉市の場合

①モニター

- 岩倉市では、市政モニター制度を実施しています。市政モニターは、モニター会議（年5～6回開催）に出席して、市政に関する参考的意見及び批評等を述べます。また、市政に関する問題等について、随時報告をするとともに、必要に応じ、市長が依頼したアンケート調査に回答します。一般からの公募を原則としています。

②インタビュー

- 第4次総合計画策定時に、団体懇談会として各種団体33団体に対して意見聴取を実施しました。

- ③については実績がありません。